

# たまゆら元理事長有罪



高桑被告らの判決公判が開かれた前橋地裁

# 禁錮2年猶予4年

## 予見可能性認める

### 前橋地裁判決

たまゆら火災の経過	
2009年	午後10時半すぎ出火、入所者
3月19日	10人死亡
09年5月	渋川広域消防本部が出火原因を「不明」とする調査結果を総務省消防庁に報告
10年2月	県警が業務上過失致死容疑で高桑、久保両被告を逮捕
11年9月	前橋地裁で初公判。両被告とも起訴内容を否認し、無罪主張
12年7月	前橋地検が高桑被告に禁錮2年6月、久保被告に禁錮1年6月を求刑
13年1月	前橋地裁が高桑被告に禁錮2年、執行猶予4年の有罪判決。久保被告に無罪判決

2009年3月、10人が死亡した渋川市北橋町八崎の「静養ホームたまゆら」の火災で、業務上過失致死罪に問われた運営法人彩経会（解散）の元理事長、高桑五郎（88）、元理事の久保トミ子（76）両被告の判決公判が18日、前橋地裁であった。半田靖史裁判長は火災の予見可能性を認めた上で「防火設備の設置などを怠ったことが惨事を招いた」として、高桑被告に禁錮2年、執行猶予4年（求刑・禁錮2年6月）を言い渡した。久保被告については「注意義務違反は認められない」として無罪（求刑・禁錮1年6月）とした。

判決理由で、半田裁判長は高桑被告が入所者らの喫煙を黙認していたなどとして「火災発生の危険や被害拡大は予見できた」と指摘した。

火災は09年3月19日深夜に発生、入所者10人が一酸化炭素中毒などで死亡した。検察側は高桑被告が入所者らの喫煙を黙認した上、防火設備を設けたり、入所者に避難誘導できるだけの夜間勤務人員を配置するべき注意義務を怠り、久保被告は改善を言明しなかったこととで惨事を招いたと指摘していた。弁護側は「火災は予見できなかった」として無罪を主張していた。